

中間見直し版

霧島市環境基本計画 《概要版》

人と環境が共生するまち 霧島

～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～

霧島市

平成25年3月

はじめに

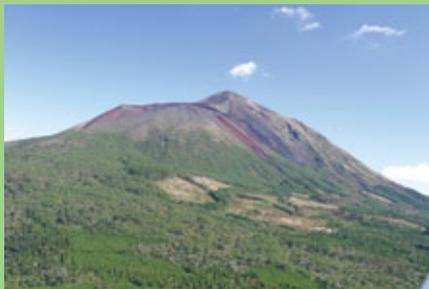
今、私たちの生活は、これまでの経済発展や技術発展により、快適で大変便利なものとなりました。その一方で、大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が生じてきました。

霧島市は、風光明媚な霧島連山、錦江湾に注ぐ天降川、山麓から平野部に点在する温泉群など、多様で豊かな自然に恵まれています。このすばらしい環境を将来の世代へ誇れるまちとして引き継ぐため、霧島市で生活するすべての人の努力が必要となります。

「霧島市環境基本計画」は、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめたものです。皆さんも、このすばらしい環境の中で暮らしていくためにできることを考え、行動に移す努力をしましょう。

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 霧島市の目指す環境像	5
第3章 施策の展開	7
第4章 重点施策	15
第5章 環境配慮指針	19
第6章 計画の推進	25
コラム [霧島市の市章・霧島市の花と木]	4
コラム [こどもエコクラブ]	18
コラム [みんなの声 (霧島市の将来の環境)]	24
コラム [環境に関する作品展優秀作品]	27
コラム [環境に関する作品展優秀作品：作文]	28
用語の説明	29



第 1 章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

「霧島市環境基本計画」は、本市の「良好な環境」を「将来の世代に引き継いでいく」ため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめたものであり、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すものです。

本計画は、平成18年9月に制定された「霧島市環境基本条例」に基づき、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として、平成20年3月に策定しました。また、計画策定から5年後に当たる平成24年度を中間年度として位置付け、当該年度までの取組に係る進行状況と、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容の見直しを行うこととしています。

計画策定以降、市民の環境保全意識は年々向上する傾向にあり、環境保全に係る施策に一定の進展が見られる中、社会情勢の変化や国・県等の制度的な変化を受け、本市を取り巻く環境も策定当時とは変化してきています。

国においては、「第四次環境基本計画」の閣議決定（平成24年3月）や生物多様性基本法の制定（平成20年6月）などが行われたほか、平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故を契機として、省エネルギーの一層の推進や、再生可能エネルギーのさらなる普及促進等を含むエネルギー政策の見直しが求められている状況にあります。

また、本市においても、霧島錦江湾国立公園の誕生や河川景観保全アダプト制度をはじめとする新たな取組の開始、「第一次霧島市総合計画後期基本計画」をはじめとする各種関連計画の策定などが行われ、状況が変化しています。

このようなことを踏まえ、本計画の基本的事項や本市の目指す環境像等の基本的な枠組みはそのまま承継しつつ、本計画期間の中間年度に当たる平成24年度において、計画内容の一部見直しを行いました。



からくに
韓国岳（えびの高原）



小浜海岸（隼人）



上野原遺跡（国分）



霧島温泉郷
（牧園）



鹿児島県
霧島市



JR肥薩線大隅横川駅駅舎
（横川）

2. 計画の位置付け

本計画は、「霧島市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置付けられるものです。

【霧島市環境基本条例（抜粋）】

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「第一次霧島市総合計画」との整合を図り、平成20年度から平成29年度までの10年間で、計画策定5年後に当たる平成24年度において、それまでの進行状況と、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等を踏まえ、計画内容の見直しを行いました。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は霧島市全域であり、取り組む環境要素の対象範囲は、身近な生活環境から地球温暖化などの地球環境までに至る範囲を設定しています。

なお、本計画の対象主体については、市民（観光客を含む）、事業者、市となっています。

コラム[霧島市の市章・霧島市の花と木]

霧島市のシンボルを紹介します。

■霧島市の市章（市のマーク）



霧島連山と「K」がモチーフ（題材）。

上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。

みどりで山々と豊かな平野部。

紺で水清き天降川。
あもり

全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し

下の紺で波静かな錦江湾。

世界へ躍進する霧島市を表現しています。

■霧島市の花



ミヤマキリシマ（ツツジ科）



ハナタバコ（ナス科）

■霧島市の木



クロガネモチ（モチノキ科）



モミジ（カエデ科）

※霧島市の木と花については、アンケート結果と選考委員の意見をもとに決定されました。なお、選考に当たり、霧島市が県内2位の面積を有することなどから植物の植生（生育している植物の場所や集まり）なども考慮してそれぞれ2種類ずつが決定されました。



第2章 霧島市の目指す 環境像

1. 霧島市の目指す環境像
2. 計画の体系

第2章 霧島市の目指す環境像

1. 霧島市の目指す環境像

本計画では、霧島市の目指す環境像を次のとおりとしています。

人と環境が共生するまち 霧島

～ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ～

この環境像には、市民、事業者、市が一体となって「自然環境の保全」、「生活環境の向上」、「循環型社会^{*}の形成」を目指すことにより、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいこうという思いが込められています。

2. 計画の体系

本計画では、本市の目指す環境像を実現するため、3つの柱を基本として「施策の展開」を図ります。また、「施策の展開」に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要のある事項については、「重点施策」として位置付け、より具体的な施策の展開を図ります。





第3章 施策の展開

1. 自然環境
 - 1-1. 山・川・海（自然環境の保全）
 - 1-2. 自然とのふれあい（自然環境の活用）
 - 1-3. 様々な生物（生物多様性の保全）
 - 1-4. 身近な緑（公園等の緑化）
 - 1-5. 未来のために（地球温暖化対策）
 - 1-6. 環境を考える（環境教育・環境学習）
2. 生活環境
 - 2-1. 快適な生活（公害等の防止対策の推進）
 - 2-2. きれいな空気（大気環境の保全）
 - 2-3. きれいな水（生活排水対策）
 - 2-4. 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）
 - 2-5. 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）
 - 2-6. きれいなまち（環境美化活動の促進）
3. 循環型社会
 - 3-1. ごみ問題（循環型社会の形成）
 - 3-2. 一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）

注）※を付けた語句は、巻末に用語の説明があります。

第3章 施策の展開

1. 自然環境

注) 数値目標については、平成 29 年度の目標値です。

1-1. 山・川・海（自然環境の保全）

●目標

豊かな自然を次世代に引き継ぎます。

《数値目標》 自然環境が保全されていると感じる市民の割合：80%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○森林や水辺環境の保全対策を推進し、適切な管理を実施します。

○各種事業の実施に当たっては、事業別環境配慮指針（p.20 参照）に基づく各種事業の実施に努めます。

《市民》 ○森林や河川、海などの自然を保全する活動を行政と一体となって推進していきましょう。

○森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。

《事業者》 ○環境影響評価の実施や事業別環境配慮指針を参考に、適切な環境保全対策に努めましょう。



おおなみのいけ
■ 大浪池



あもり
■ 天降川中流域



■ 錦江湾上空からの霧島市

1-2. 自然とのふれあい（自然環境の活用）

●目標

身近な自然とのふれあいの場を通して、環境保全意識の向上を図ります。

《数値目標》 生物・水辺等とのふれあいに関する満足度：65%

設定理由：現状値より約4%増を目指す（平成 23 年度：61.3%）

●目標を達成するために

《市》 ○各種自然観察会の開催を通じて、市民の環境保全意識の向上を図ります。

○エコツーリズム*やジオツーリズム*を推進するとともに、情報の提供やガイド等の育成に努めます。

《市民》 ○自然とふれあうイベントやエコツーリズム・ジオツーリズムの活動に参加しましょう。

○自然とふれあえる場では、ルールやマナーを守って行動しましょう。

《事業者》 ○農業体験や林業体験など自然とふれあう機会の提供に努めましょう。

○エコツーリズムやジオツーリズムを推進しましょう。

1-3. 様々な生物（生物多様性の保全）

●目標

野生生物の保護に努め、多様な生物の生息・生育環境を保全します。
《数値目標》 「生物多様性の保全」について知っている市民の割合：75%
設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○野生生物の保全対策を推進するため、「生物多様性地域戦略（仮称）」を策定します。

○野生生物の生息・生育環境の保全や再生に努めます。

《市民》 ○野生生物の観察や保護活動に参加・協力しましょう。

○環境に配慮した製品を購入しましょう。

《事業者》 ○野生生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。

○化学肥料や農薬は適正に使用しましょう。



■ヤマネ



■クロツラヘラサギ



■ノカイドウ



■ミヤマキリシマ

1-4. 身近な緑（公園等の緑化）

●目標

身近な緑を保全し、快適な緑地環境を創出します。
《数値目標》 身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合：65%
設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○身近な緑を市民や事業者等と連携し適正に保全するとともに、緑地や公園の整備を計画的に進めます。

○公共施設や沿道の緑化に努め、市民の緑化活動を支援します。

《市民》 ○緑地や公園の維持管理に協力しましょう。

○花いっぱい運動等に参加しましょう。

《事業者》 ○事業場の緑化に努めましょう。



■城山公園（国分）



■まきのはら運動公園（福山）



■丸岡公園（横川）

1-5. 未来のために（地球温暖化対策）

●目標

市が率先して温室効果*ガスを削減することにより、本市全域が地球温暖化*対策に配慮したまちとなることを目指します。

《数値目標》 市の事務事業で排出される温室効果ガスの削減量
：平成18年度比で8%

設定理由：霧島市地球温暖化対策実行計画との整合性

●目標を達成するために

- 《市》 ○エネルギー量の削減に努め、温室効果ガスの排出を抑制します。
○新たにエネルギービジョンを策定してエネルギー対策に取り組むとともに、市が率先して省エネルギー対策に取り組みます。
○森林の保全・整備を通じて、二酸化炭素の吸収源対策に取り組みます。
- 《市民》 ○自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
○太陽光等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。
○森林の保全・整備に関する活動へ積極的に参加しましょう。
- 《事業者》 ○太陽光やバイオマス*等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。
○森林の保全・整備を通じた二酸化炭素の吸収源対策に努め、カーボン・オフセット*などに取り組ましましょう。

1-6. 環境を考える（環境教育・環境学習）

●目標

環境教育・環境学習の充実を図り、様々な学習機会を提供します。

《数値目標》 市立小中学校における環境学習の取組項目数の割合：60%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

- 《市》 ○各学校における学習機会の拡大など環境教育・環境学習の基盤整備に努めます。
○こどもエコクラブ*事業の活用やNPO*等の民間団体による自主的な環境学習活動を支援します。また、環境に関する講演会や地域の特性を活かした学習会の拡充に努めます。
- 《市民》 ○市やNPO等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。
○こどもエコクラブに参加しましょう。
- 《事業者》 ○自然体験学習会や講演会等の支援・協力に努めましょう。



■天降川河口干潟の観察会

2. 生活環境

注) 数値目標については、平成 29 年度の目標値です。

2-1. 快適な生活（公害等の防止対策の推進）

●目標

公害等の未然防止に努め、快適な生活環境を保全します。

《数値目標》 生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合：85%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○法令に基づく規制を遵守するとともに、必要に応じて事業者と公害防止協定の締結を検討します。

○寄せられた苦情や相談については問題解決に向けて適切な支援を行います。

○大気、水質、騒音等の調査・分析を継続し適切な保全対策を講じます。

○公害等に関する問題は市民生活に重大な影響を及ぼすこともあるため、法令・条例等に基づき適切な情報提供に努めます。

《市民》 ○環境調査に参加しましょう。

○野焼きやカラオケの音量など、近隣の迷惑にならないよう心がけましょう。

《事業者》 ○法令を遵守しましょう。

○必要に応じて公害防止協定を締結し、遵守しましょう。

○排出ガスや排水等の監視体制の整備に努めましょう。

2-2. きれいな空気（大気環境の保全）

●目標

快適な大気環境を保全・創出します。

《数値目標》 環境基準*達成率：100%達成

ただし、光化学オキシダント*を除く

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○大気汚染物質の測定結果を把握し、必要に応じて測定の充実を図ります。

○公用車の低公害車導入に努めるとともに、低公害車の普及促進を図ります。

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準については、地域の実情に応じて見直しを検討します。

《市民》 ○エコドライブ*を実践するとともに、低公害車の購入を検討しましょう。

○日常生活に起因する悪臭の防止対策に努めましょう。

《事業者》 ○効率的な運転に努めるとともに、低公害車の購入を検討しましょう。

○機器等を適切に維持管理し、大気汚染防止や悪臭防止に努めましょう。



■大気汚染測定局（国分中央公園）

大気汚染の状況を把握するために、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*、二酸化窒素*などについて測定し、常時監視を行っています。

2-3. きれいな水（生活排水対策）

●目標

快適な水環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

《数値目標》 環境基準達成率：100%達成

河川：61 地点における BOD*の達成率、海域：4 地点における COD*の達成率

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

- 《市》○下水道事業認可区域においては計画的な下水道の整備に努め、それ以外の区域については合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。
- 特に水質の改善が必要な地域については重点的な生活排水対策を行います。
- 生活排水対策等に効果がある環境浄化微生物活性化資材*の普及促進に取り組みます。
- 《市民》○下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- 《事業者》○下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 水質汚濁の要因となりうる工場排水や温泉排水、農薬・肥料は、適正に処理し処理施設の維持管理に努めましょう。
- 地下水汚染が確認された場合は、県や市の関連組織に指導を仰ぐなど、積極的に汚染防止対策に努めましょう。

2-4. 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）

●目標

快適な音環境を保全・創出します。

《数値目標》 環境基準達成率：100%

設定理由：道路の騒音調査を含めた全調査地点における環境基準の達成を目指す。

●目標を達成するために

- 《市》○航空機騒音や自動車騒音の実態把握に努め、必要に応じて対策を講じます。
- 工場・事業場から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。
- 騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、実態把握を行い、適切に対応します。
- 《市民》○カラオケやピアノの音量など、近隣の人の迷惑にならないような生活を心がけましょう。
- 《事業者》○低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置等に努めましょう。
- 深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。

2-5. 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）

●目 標

良好な景観や文化財を保全し、美しいまち並みを創出します。

《数値目標》 まち並みのゆとりや美しさに関する満足度：60%

設定理由：現状値より約8%増を目指す（平成23年度：52.3%）

●目標を達成するために

《市 》○自然景観や生活景観の保全や形成、歴史性・文化性を伝える景観の保存や活用に努めます。

○「霧島市景観条例※」及び「霧島市景観計画※」を適切に運用することにより、地域の特性を生かした魅力ある景観の保全や形成に努めます。

《市 民》○「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を遵守し、それぞれの地域の特性に配慮した景観の保全や形成に努めましょう。

○地域の文化や歴史を見つめ直しましょう。

《事業者》○「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を遵守し、建築物等の建設や造成等を行う場合には、それぞれの地域の特性に配慮した設計に努めましょう。



おおなみのいけ
■ 大浪池



■ 霧島神宮



■ 台地に広がる茶畑

2-6. きれいなまち（環境美化活動の促進）

●目 標

地域の環境美化活動を促進し、潤いと安らぎのある地域環境の創出を目指します。

《数値目標》 美化活動に参加した市民の割合：75%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市 》○環境美化意識が一人ひとりに浸透するような情報発信を行います。

○「霧島市生活環境美化条例」を適切に運用するとともに、アダプト（里親）制度※などを推進し、各地域や市民団体等による美化活動を促進します。

《市 民》○自宅やその周辺の清掃に努め、地域の環境美化活動に参加しましょう。

○ごみのぽい捨てをしないようにしましょう。

《事業者》○事業場やその周辺の清掃に努めましょう。

○地域の環境美化活動への参加や協力に努めましょう。



■ 花いっぱい運動（写真左）

■ アダプト団体による
河川美化活動（写真右）



3. 循環型社会

注) 数値目標については、平成 29 年度の目標値です。

3-1. ごみ問題（循環型社会*の形成）

●目標

市、市民、事業者が連携し、廃棄物の排出削減を目指します。

《数値目標》 1人1日当たりのごみ排出量：900g

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○ごみの減量化や不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。

○3R*の啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。

《市民》 ○ごみの発生抑制や資源の再使用、リサイクルに努めましょう。

《事業者》 ○買い物袋（マイバック）持参運動や簡易包装に努めましょう。



■資源ごみの分別活動



■リサイクルされる資源ごみ

3-2. 一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）

●目標

関係法令に定める環境基準を遵守しながら、適正な維持管理に努めます。

《数値目標》 1t当たりの一般廃棄物*処理コスト：18千円/t（建設改良費を除く）

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●目標を達成するために

《市》 ○可燃ごみ等の焼却処理において発生する^{ひばいこかぶつ}飛灰固化物を適正かつ安定的に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図ります。

○ごみ焼却施設やし尿処理施設等の整備・維持管理コストの削減に努めます。

○施設の運営にあたっては、周辺環境に影響を与えないよう安全管理に努めます。

《市民》 ○ごみの適正排出、分別収集、資源ごみのリサイクルに取り組みましょう。

《事業者》 ○廃棄物は適正に処理しましょう。



■^{ひばいこかぶつ}飛灰固化物

ごみなどを中間処理（焼却）した際に生じる飛灰を、有害物質が溶け出さないようにセメントや薬品で固めたものです。



第4章 重点施策

1. 重点施策の趣旨

2. 重点施策の内容

- 重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進
- 重点施策－2 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進
- 重点施策－3 新たなエネルギー政策の推進
- 重点施策－4 3Rの推進
- 重点施策－5 環境学習の推進

注) ※を付けた語句は、巻末に用語の説明があります。

第4章 重点施策

1. 重点施策の趣旨

本章では、第3章「施策の展開」の内容を踏まえ、特に重点的・優先的に取り組むべき施策については「重点施策」として位置付け、この重点施策の取組により施策全体の牽引効果及び率先的実効性効果を図っていきます。

本市では、この効果が期待される重点施策として、当初6つの重点施策を掲げていましたが、一般廃棄物管理型最終処分場の整備に一定の方向性が示されたことや、東日本大震災を契機とする再生可能エネルギーへの関心の高まりなど、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ平成24年度に中間見直しを行い、以下に示す5つの事項を掲げ、具体的な行動へとつないでいくこととします。

【 5つの重点施策 】

- 重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進
- 重点施策－2 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進
- 重点施策－3 新たなエネルギー政策の推進
- 重点施策－4 3Rの推進
- 重点施策－5 環境学習の推進

2. 重点施策の内容

注) 数値目標については、平成29年度の目標値です。

重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進

●目 標

「霧島市生活環境美化条例」で定めた事項を適切に運用するとともに、その結果を公表することにより、条例に関する認識度を高め、良好な生活環境を実現します。

《数値目標》 「霧島市生活環境美化条例」の認識度：50%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●取り組むべき事項

- パンフレットの配布や広報誌・ホームページでの掲載等、様々な手段を用いて、「霧島市生活環境美化条例」の周知徹底を図ります。
- 地域が一体となって美化活動を行うことができるよう、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行うとともに、アダプト（里親）制度や環境美化推進員の活動などを通して、各地域や市民団体等による美化活動を促進します。
- 各年度で実施してきた取組内容等について、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、適宜、市民・事業者から新たな提案を募集します。

重点施策－2 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進

●目 標

「霧島市天降川等河川環境保全条例」で定めた事項を適切に運用するとともに、その結果を公表することにより、条例に関する認識度を高め、良好な河川環境を保全します。

《数値目標》 「霧島市天降川等河川環境保全条例」の認識度：50%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●取り組むべき事項

- パンフレットの配布や広報誌・ホームページでの掲載等、様々な手段を用いて、「霧島市天降川等河川環境保全条例」の周知徹底を図ります。
- 「河川環境保全推進員」や「生活排水対策推進員[※]」と連携して、河川環境のパトロールや家庭でできる生活排水対策の普及啓発活動に取り組むほか、河川景観保全アダプト（里親）制度等を推進し、河川景観の保全に努めます。さらに、特に水質の改善が必要な地域については重点的な生活排水対策に取り組みます。
- 各年度で実施してきた取組内容等について、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、適宜、市民・事業者から新たな提案を募集します。

重点施策－3 新たなエネルギー政策の推進

●目 標

再生可能エネルギーの導入を積極的に促進し、再生可能エネルギーを活用した地域活性化を推進します。

《数値目標》 住宅用太陽光発電システムによる総出力累計：26MW^{メガワット}

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●取り組むべき事項

- 本市における今後のエネルギー政策の基本方針や具体的な方向性を示したビジョンを策定し、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に促進します。
- 太陽光や地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用可能性と将来性を検討するとともに、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の推進に努めます。
- 環境関連技術の開発や事業化を市民、事業者と協働して進め、環境関連産業の育成に努めます。

重点施策－4 3Rの推進

●目 標

市・市民・事業者が相互に連携して積極的に3Rに取り組み、現状よりさらなるリサイクル率の向上を図ります。

《数値目標》 リサイクル率：21%

設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●取り組むべき事項

- 一般家庭及び事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じる汚泥の堆肥化を促進します。
- 事業者等に対して廃棄物の削減に資するような物の製造、販売等に努めるなど、3Rの推進に関する啓発を行います。また、衛生自治団体[※]、地区自治公民館等と協力・連携して3Rを推進するため、分別収集活動の支援と市民への普及啓発に努めます。

重点施策－5 環境学習の推進

●目 標

環境保全活動を通じて環境に関する関心と理解を深めるとともに、地域交流の活性化を目指します。

《数値目標》 過去3年間に環境学習に参加したことのある市民の割合：33%
設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

●取り組むべき事項

- 子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を推進するため、「こどもエコクラブ」の存在・位置付け・役割を積極的にアピールし、普及促進を図ります。
- 出前講座等を活用し地域における環境学習を推進するとともに、小中学校における環境学習の支援に努めます。また、環境学習や自然環境の保全活動を行うNPO等の民間団体の育成・支援に取り組みます。
- 環境学習・環境保全活動に関する人材を活用した環境学習の機会創出や情報提供に努めます。



■子どもたちによる水生生物調査



■霧島市10万本植林プロジェクト植林教室

コラム[こどもエコクラブ]

- 「こどもエコクラブ」とは
幼児から高校生までならだれでも参加できる環境活動のクラブです。家族、学校のクラス、友だち同士などでクラブを作って登録しましょう。
活動を支えるサポーター（高校生以上の方）が1人以上必要です。
- どんな活動をするの？
子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動、地球温暖化を防ぐ活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組みます。
- メンバーになるには
市の窓口（生活環境部 環境衛生課）で登録することができます。登録用紙に必要なことを記入して提出ください。登録料や年会費は無料です。



第5章 環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針
 - 1-1. 共通事項
 - 1-2. 個別事項
2. 地域別環境配慮指針
 - 2-1. 地域区分について
 - 2-2. 地域別環境配慮指針

注) ※を付けた語句は、巻末に用語の説明があります。

第5章 環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、法令で環境影響評価^{*}の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政が事業実施に当たりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。事業の計画段階、造成工事や建築工事等の工事段階、設置後の施設運営に係る供用段階の各段階に応じて、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼすおそれがあり、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境への配慮をしつつ事業を進めていく必要があります。

1-1. 共通事項

●計画段階

- 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことによる生態系^{*}保全や緑化施工など、自然環境保全に配慮した計画とすること。
- 河川や錦江湾の水質保全に配慮した計画とすること。
- 周辺景観と調和のとれた計画とすること。
- 文化財等の保存に影響を及ぼさない計画とすること。
- 環境負荷の少ない工法、材料の採用について検討すること。
- 事前に地元の関係住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。
- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入について検討すること。
- ユニバーサルデザイン事業の推進に努めること。
- リサイクル製品の使用を検討すること。
- 要望等に速やかに対応できる体制を確立しておくこと。

●工事段階

- 工事車両の走行や建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。
- 濁水の発生を防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。
- 地下水等の水資源の保全に努めること。
- 遺跡等の埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を図ること。
- 工事に伴って発生する廃棄物や残土の発生を抑制し、適正な処理を行うこと。
- 悪臭の発生の防止に努めること。
- 電波障害の発生の防止に努めること。

●供用段階

- 法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。
- 周辺環境への負荷の低減に努めること。
- 周辺環境へ影響を及ぼすおそれが生じた時は、早急に対策を講ずること。

1-2. 個別事項

●道路

- 排水性舗装[※]の導入、植樹帯及び街路樹の設置、法面の緑化を検討すること。
- 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測し、周辺環境の保全及び安全に必要な対策を検討すること。
- 道路照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。
- 建設廃材の減量化や再利用の推進に努めること。
- 歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良等による円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。

●河川・水路

- 霧島市天降川^{あもり}等河川環境保全条例に配慮した計画とするとともに、河川美化運動に努めること。
- 自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系保全などを考慮した多自然型河川[※]の整備を検討すること。
- 堰等を設置する場合は魚道の設置を検討すること。
- 野生生物の生育・生息環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリートによる三面張を避けること。
- 瀬や淵などの変化に富んだ生物にやさしい河川構造や、アシ（ヨシ）、砂浜などによる自然の浄化作用を考慮した河川形態の整備に努めること。

●海岸・海面埋立

- 藻場や干潟を保護・保全・回復する計画とすること。
- 埋立地の形状は、潮流の変化が極力少なくなるよう計画すること。
- 自然とのふれあいを考慮した親水性を有する護岸の整備を検討すること。
- 埋立土は、安全性を確認したうえで利用すること。
- 錦江湾の景観保全のため、プレジャーボートや漁船等の船を適切に係留することのできる施設の整備に努めること。

●廃棄物処理施設

- 霧島市生活環境美化条例に配慮した計画とするとともに、清掃美化運動に努めること。
- 廃棄物の減量やリサイクルを推進していくため、体制づくりや市民、事業者への啓発活動に努めること。
- 供用時の排出ガスや汚水処理水の排出等による環境汚染を未然に防止するため、必要な措置を事前に講じておくこと。
- 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討すること。
- 再資源化施設（リサイクルセンターなど）や堆肥化施設の整備に努めること。
- 資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に進めること。
- 太陽エネルギーや廃熱等の有効利用について検討すること。

●公園

- 生態系保全に配慮した公園づくりに努めること。
- 公園内で発生するごみ対策（ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去等）を検討すること。
- 市民による公園の維持管理活動の啓発に努めること。

- 地元住民の意見を取り入れた特色ある公園づくりに努めること。
- 施工においては、再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。

●**用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）**

- 親水性、公園、緑地、雨水浸透などの必要性について検討すること。
- 埋立土による地下水汚染の防止に努めること。
- 下水道が未整備の地域では生活排水等による公共用水域への影響を抑制するため、合併処理浄化槽の設置を行うこと。
- 断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努めること。
- 光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。

●**工場又は事業場**

- 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。
- 温排水による公共用水域への影響を低減すること。
- エネルギーの有効利用について検討すること。
- 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。

●**スポーツ・レクリエーション施設**

- 水辺、公園、緑地などの必要性について検討すること。
- 照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。
- 農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。

●**下水道等**

- 公共下水道整備の推進に努めること。また、下水道の整備が見込まれない区域及び下水道整備に相当の期間を要する区域（下水道事業認可区域外）にあっては、合併処理浄化槽（高度処理型合併処理浄化槽*を含む）の導入促進に努めること。
- 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。
- 厨房、浴室、トイレ等での節水活動の普及啓発に努めること。
- 悪臭の発生の防止に努めること。

2. 地域別環境配慮指針

2-1. 地域区分について

地域別環境配慮指針は、本市における環境の将来像を実現するため、地域レベルで配慮すべき事項を示しています。

地域の区分に当たっては、第一次霧島市総合計画における地域区分に準じ、市街地*と中山間地域*の2地域に区分しています。

※)「市街地」とは、国分・隼人地区の市街地を指します。

※)「中山間地域」とは、国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域を指します。

2-2. 地域別環境配慮指針

●市街地

- 天降川、錦江湾を中心とした自然景観の保全に努めるとともに、景観に配慮したまちづくりを推進しましょう。
- 「霧島市天降川等河川環境保全条例」に基づき、市域を流れる河川の水環境を保全していきましょう。
- 下水道が整備された地域では下水道への早期接続を推進しましょう。
- 「錦江湾クリーンアップ作戦」など、海岸の美化活動を積極的に推進しましょう。
- 環境保全型農業の推進等、地下水の保全に努めましょう。
- ごみの発生抑制に努めましょう。
- 再使用やりサイクルに努めましょう。
- 分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。
- 自動車の使用を控え、できる限りバス、電車等の公共交通機関や徒歩・自転車を利用しましょう。
- エネルギーの有効利用に努めましょう。
- 太陽光等の再生可能エネルギーの利用を検討しましょう。
- 温泉を中心とした、自然とのふれあいの場を大切にし、積極的に活用しましょう。
- “まちなか”の緑化、保全に努めましょう。
- 「花いっぱい運動」を積極的に推進しましょう。
- 「霧島市生活環境美化条例」に基づき、環境美化に努めましょう。
- 各種自然観察会やこどもエコクラブを推進しましょう。

●中山間地域

- 各種の地域行事や環境学習などにより、地域の自然について学ぶとともに自然保護に努めましょう。
- 野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。
- 外来生物の飼育や栽培は、適切に最後まで責任を持ちましょう。
- 「霧島市天降川等河川環境保全条例」に基づき、地域を流れる河川の水環境を保全していきましょう。
- 下水道が整備された地域では下水道への早期接続を推進しましょう。
- 調理くず・廃食油等の適正処理や洗剤の適正使用を進め、生活排水等による水質汚濁の防止に努めましょう。
- 「霧島市生活環境美化条例」に基づき、環境美化に努めましょう。
- 市民や観光客に対して、ごみのぼい捨て禁止や持ち帰りを呼びかけましょう。
- ごみの発生抑制に努めましょう。
- 再使用やりサイクルに努めましょう。
- 分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。
- 環境保全型農業を推進し、地下水等の環境保全に努めましょう。
- 地域の農作物を積極的に購入しましょう。
- 文化財及び憩いの場などの地域資源や温泉を中心とした自然とのふれあいの場を大切にし、積極的に活用しましょう。

コラム [みんなの声 (霧島市の将来の環境)]

こくふ
国分地区

霧島市特有の環境資源を最大限活かした地域づくりが行われることを期待したい。特に霧島山系からのきれいな水が市街地でも楽しめる環境は、他にない独自性になると思う。

【50代 男性】

みぞへ
溝辺地区

観光に訪れた人たちが「このまちはきれい」と思うようなまちができればいいと思う。ほい捨てなどのないきれいなまちであって欲しい。

【20代 女性】

よこがわ
横川地区

地域の人たちがイキイキとしていて、若い人たちが多く集まり、活気のあるまちになればと思う。自然（温泉）、田、畑を残しながらも、多くの催しが開かれるような、魅力あるまちがいい。

【50代 女性】

まきその
牧園地区

花や木などの植物をはじめ、自然をあちこちで感じたり、見ることができ、ごみの放置もない、地域の隅々まで行き届いたシステムがあるといい。

【30代 女性】

きりしま
霧島地区

子供たちが一昔前のように川や山・海で遊ぶことができる環境に、安全・衛生の両面で戻ることができればと思う。

【30代 男性】

はやと
隼人地区

霧島市は、最高に風光明媚な環境に恵まれたところ。人と人が良いコミュニケーションを保つことにより、お互いに気配りができ、環境も良くなり、犯罪もなくなると思う。今は毎日仕事に追われ、子供に躰を教育する暇さえない。

【30代 男性】

ふくやま
福山地区

現在の緑多き環境を守り、無駄な施設をつくらず、これからの高齢化社会、少子化対策にやさしい、住みやすい霧島市であって欲しい。

【50代 女性】

注) 市民アンケート中、「霧島市の将来の環境」に関する自由意見(回答数318人)の一例です。



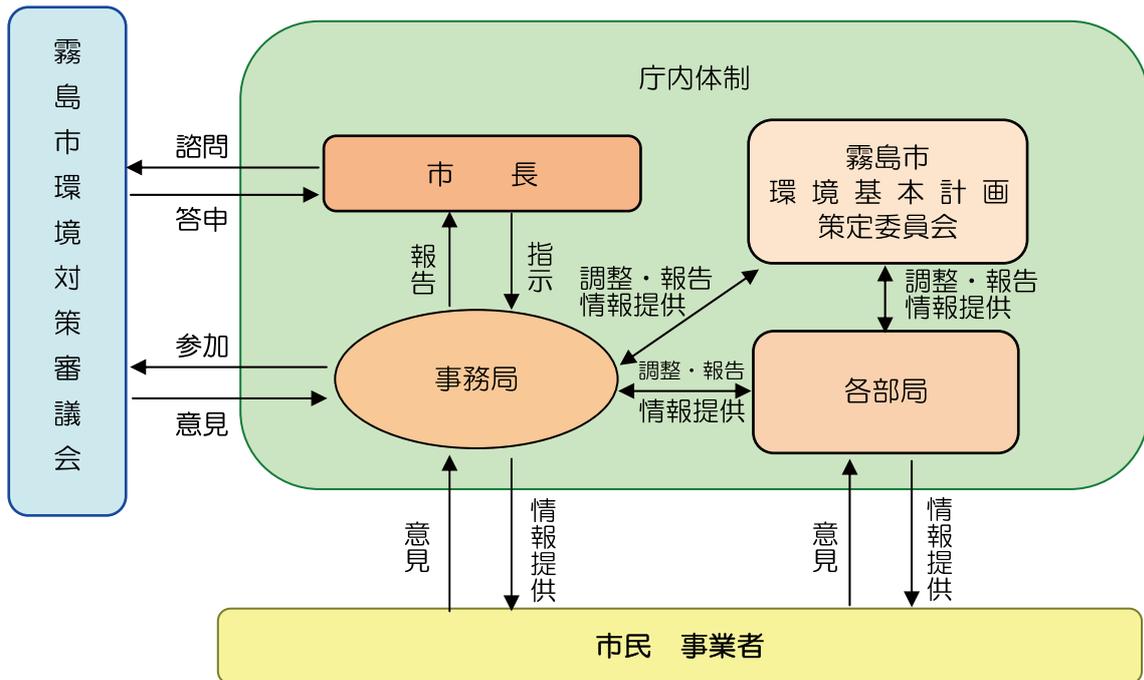
第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進に向けた組織体制は下図のとおりであり、庁内各部局の代表者で構成される「霧島市環境基本計画策定委員会」において、本計画の進行状況や見直すべき事項等についてのデータ把握と調整を図ります。また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。

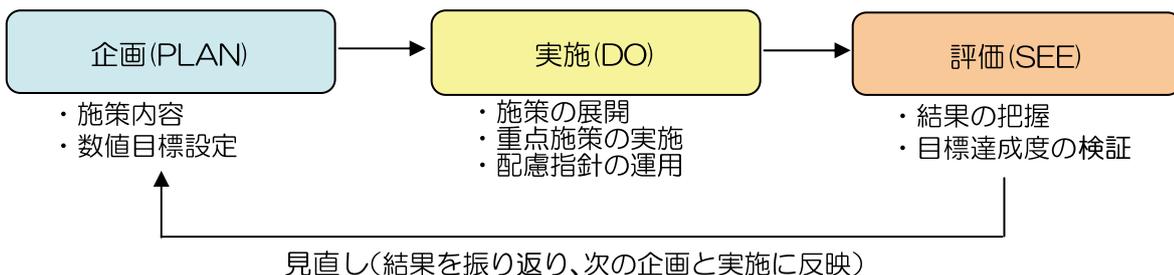


2. 計画の進行管理

計画の進行に当たっては、「第一次霧島市総合計画」に準じ、成果重視の効果的・効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして全国的に取組が進みつつある行政評価システムを活用します。

また、行政評価システムの導入を前提として、「企画 (PLAN) - 実施 (DO) - 評価 (SEE)」という行政経営のサイクルにより、確実な運用を図ります。

※) 行政評価システムでは、施策・基本事業・事務事業といった施策体系の各段階において、具体的な成果の指標やその目標値を設定することとしており、設定に当たっては、「進捗率」や「整備率」などの事業の実施量（活動量）を表す項目だけでなく、“事業の対象（人やモノ等）”が“どういう状態になることが望ましいのか”という視点を取り入れ、事業の効果について評価を行います。



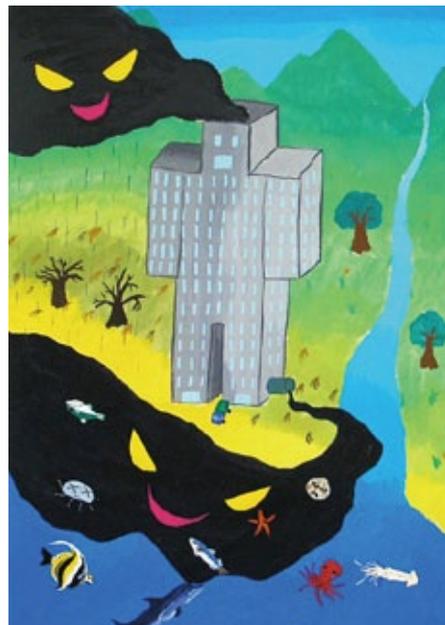
コラム[環境に関する作品展優秀作品]

合併後1年が経過した平成18年度、「霧島市環境基本条例」の制定や「環境共生宣言」を行ったことを記念して開催された「環境に関する作品展」の優秀作品を紹介します。

【 ポスター 】



国分北小学校 5年 長谷川敬紀さん



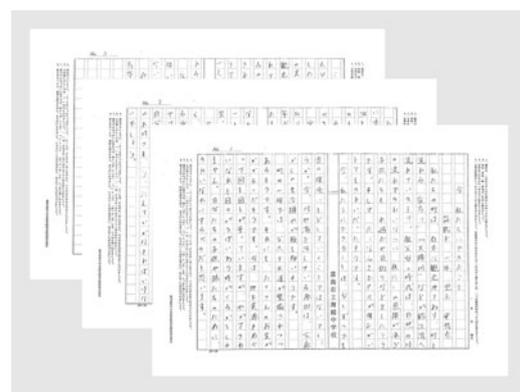
横川中学校 3年 小原さゆりさん

【 習 字 】



舞鶴中学校 2年 西涼香さん

【 作 文 】



舞鶴中学校
1年 児玉安悠奈さん
テーマ：今、私たちにできること
(p.30 参照)

注) 応募件数 507 件 (ポスター 121 件、習字 369 件、作文 17 件) の中の優秀作品を紹介しています。

コラム[環境に関する作品展優秀作品：作文]

合併後1年が経過した平成18年度、「霧島市環境基本条例」の制定や「環境共生宣言」を行ったことを記念して開催された「環境に関する作品展」のうち、作文部門の優秀作品を紹介します。

今、私たちにできること

舞鶴中学校 1年 児玉 安悠奈

私たちの町は、有名な観光地であり、町を流れる「霧島川」「天降川」などが錦江湾へ流れていきます。祖父母の時代は、自然の川の流れてきれいな水に、数多くの魚類が泳ぎ子供たちも、水遊びや魚釣りなどをしたそうです。そして、夜になるとホタルが飛びかいてもきれいだっただけです。

今、私たちにできることは、少しずつでも昔の環境にもどしていくことではないでしょうか。今、川や海を汚している原因は、家庭からの生活排水が最も多いそうです。

町の一部では、公共下水道が整備されつつあるそうです。それにも、たくさんのお金がかかるのだそうです。今は、地下資源をめぐる国と国とが争っていますが、やがてきれいな水を国々がうばいあう時がくるかもしれません。自分たちの子供や孫たちのために、きれいな水にするべきだと思います。

あなたは、缶ジュースの残りを道路の側溝に流してはいませんか。あなたの家庭では、油を直接流してはいませんか。あなたの周りの人は、タバコのポイ捨てをしていませんか。

水環境について考える今、わたしたちは何をすべきでしょうか。

宮崎県のある町では、水環境の回復に町が取り組み、合併浄化槽などの整備を行い四十年ぶりにホタルが飛びかう町に生まれかわったそうです。もちろん、浄化槽だけできれいな水がもどるわけではありません。町の人、一人一人が水をきれいにするという心がけが実った成果だと思います。

今、私が思うことは、私の子供が生まれてから、ホタルやトンボがたくさん飛びかっている霧島の川や、海で安心して水遊びなどをさせてやりたいということです。そのためには、自分だけでなく友達や周りの人たちにも、水の大切さを、うたえていかなければいけないでしょう。

この霧島市は、鹿児島県の中央に位置し、人口、面積、共に県下二番目の都市になりました。霧島は、国立公園であり、鹿児島島の空の玄関口である鹿児島空港には、外国からの観光客、県外からの観光客がたくさんおとずれています。せっかく、お客様がきてくださるのですから、日本に来る、世界中の人々に、きれいな霧島市をはじめ、鹿児島県、美しい日本を見てほしいと思います。これは、一人一人の小さな心がけで、少しずつでも変えられることなのではないでしょうか。

私は、ゴミのポイ捨てはもちろん、家の手伝いで水環境に悪いものは、できるだけ流さないようにしたいと思います。

みなさん、私たちの子孫のために美しい霧島市を残しましょう。

[用語の説明]

《あ行》

・ アダプト（里親）制度

地域の住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立てて（アダプト＝養子縁組）、わが子のように愛情をもって面倒を見て美化活動を行い、行政がこれを支援する制度のことです。本市におけるアダプト制度は、平成 25 年 3 月現在で、「河川景観保全アダプト制度」及び「道路アダプト制度」があります。

・ 一般廃棄物

主に家庭から出る生ごみなどの生活系廃棄物と事務所から出る事業系廃棄物とに分けられ、産業廃棄物以外のものをいいます。し尿も一般廃棄物に含まれます。

・ 衛生自治団体

環境衛生思想の普及啓発や生活環境の改善向上等に関する活動を組織的に推進し、市民の福祉増進に寄与すること等を目的として設置された団体のことです。

・ エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいいます。

・ エコドライブ

アイドリングストップなどの環境に配慮した自動車の運転をいいます。

・ 温室効果

大気中の二酸化炭素やフロンなど特定の物質が、地表面から放出される赤外線を吸収し、温室のように熱を宇宙空間に逃がさず、閉じ込めておく効果のことです。産業革命以降の化石燃料消費量の増大に伴い、この温室効果を持つ二酸化炭素など温室効果ガスの大気中の濃度が高くなっています。

《か行》

・ カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や、植林等による森林の二酸化炭素吸収量の増加等をもって埋め合わせる活動のことです。

・ 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うことをいいます。国の環境影響評価法や県の環境影響評価条例等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

・ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数

値で定められています。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標です。

- ・ **環境浄化微生物活性化資材**

納豆やヨーグルト等の食品に含まれる菌を利用した環境を浄化する微生物を活性化させる液体のことです。

- ・ **霧島市景観計画**

景観法第8条の規定に基づき、本市の景観形成に関する基本的な方針や景観形成のための行為の制限などについて定めたものであり、霧島市景観条例はその実効性を持たせるため制定したものです。これにより平成 25 年 4 月 1 日から、市の全域において一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築や開発行為及び木竹の伐採等の行為を行おうとする場合は、景観法及び霧島市景観条例の規定に基づき、事前に市への届け出が必要となります。

- ・ **霧島市景観条例（→「霧島市景観計画」参照）**

- ・ **光化学オキシダント**

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。強い酸化力を持ち、高濃度では眼・のどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

- ・ **高度処理型合併処理浄化槽**

通常の合併処理浄化槽で得られる水質以上に、富栄養化の原因となる窒素やりんを除去する合併処理浄化槽をいいます。また、高度処理とは、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理をいいます。

- ・ **こどもエコクラブ**

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題解決に向け自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。こどもエコクラブ事業は、平成7年度から平成22年度までは環境省で事業を行っていましたが、平成23年度からは財団法人日本環境協会が引き継ぎ、事業を実施しています。

《さ行》

- ・ **3R**

①Reduce（リデュース）、②Reuse（リユース）、③Recycle（リサイクル）のことをいい、この3つの頭文字をとって3Rと呼ばれています。①Reduce（リデュース）は「ごみの発生抑制」であり、生産工程で出るごみを減らしたり、製品の長寿命化の取組を指します。②Reuse（リユース）は、「再使用」を指し、一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことです。③Recycle（リサイクル）は、「再資源化」や「再生利用」を指し、ごみを原料（資源）として再利用することです。現在では、3Rからさらに進んで5Rに向けた取組があり、Refuse（リフューズ：不要なものは買わない・もらわない）、Repair（リペア：修理しながら長く使う）の2つが上記の3Rに加わります。

・ ジオツーリズム

地質及び地形や景観、風土、歴史、生活文化など地質に密接に関連する地域を訪れた人が、大地に親しみ、大地の成り立ちを知るとともに、将来に向けての環境の保全の大切さを考える旅行形態のことをいいます。

・ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

・ 生活排水対策推進員

霧島市生活排水対策推進計画に基づき、家庭でできる生活排水対策の実践活動を推進する地域のリーダーとして平成 22 年度から市が委嘱しています。

・ 生態系

ある地域に生息・生育するすべての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体のまとまりをいいます。

《た行》

・ 多自然型河川（多自然型護岸）

河川（護岸）が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川（護岸）づくりを行うことをいいます。

・ 地球温暖化

化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への被害などが懸念されています。

《な行》

・ 二酸化硫黄

化石燃料の燃焼や火山活動などに伴い発生します。呼吸器系に影響を及ぼし、四日市ぜんそくなどの原因になったことでも有名です。また、酸性雨の原因にもなっています。

・ 二酸化窒素

工場や事業場、自動車などにおける化石燃料の燃焼により発生します。呼吸器系に影響を及ぼすほか、光化学オキシダントの生成や酸性雨の原因にもなっています。

《は行》

・ 排水性舗装

雨水を道路の排水施設に速やかに排水させる工夫を施した舗装です。雨水を路面に滞水させることなく、舗装体内部から排水施設に排水させるため、雨天時の車両の走行安全性の確保や車両から発生する騒音を低減させる効果があります。

・ バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

・ 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下のものをいいます。その中でも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質（PM2.5）と呼んでおり、微小粒子状物質は粒径がより小さいことから、人の肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

《A～Z》

・ BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

・ COD（化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいいます。BODと同様、値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、湖沼及び海域の汚濁指標として採用されています。

・ NPO

民間非営利団体の略称です。一般的には、公益法人やボランティアグループなど社会貢献活動を行う団体をNPOといい、その中で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体をNPO法人と呼びます。



霧島市環境基本計画 中間見直し版 《概要版》

発行：霧島市 生活環境部 環境衛生課
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
TEL：0995-64-0961
FAX：0995-47-1930
HP：<http://www.city-kirishima.jp>